

## 警察庁訓令第13号

警察庁職員の分限の取扱いに関する訓令を次のように定める。

平成15年12月25日

警察庁長官 佐藤 英彦

### 警察庁職員の分限の取扱いに関する訓令

#### (目的)

第1条 この訓令は、警察庁職員の分限の取扱いに関し、国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下において「法」という。）並びに人事院規則8-12（職員の任免）、人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）、人事院規則11-4（職員の身分保障）及び人事院規則11-10（職員の降給）（以下「規則11-10」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この訓令において「職員」とは、警察庁長官（以下「長官」という。）又は長官より任命権の委任を受けた者が任命する警察庁の職員をいう。

2 この訓令において「任命権者」とは、長官が任命する職員については長官、長官より任命権の委任を受けた者が任命する職員については当該任命権の委任を受けた者をいう。

3 この訓令において「所属長」とは、当該職員を監督する地位にある者のうち、警察庁の内部部局、附属機関又は地方機関の課長以上の職（これに準ずるものを含む。）にあるものをいう。

#### (所属長の責務)

第3条 所属長は、所属の職員が法第78条各号若しくは法第79条各号又は規則11-10第4条各号若しくは規則11-10第5条に掲げる事由（以下「分限処分事由」という。）のいずれかに該当するときは、直ちに事実を調査し、分限手続に付する必要があると認めるときは、様式第1号の申立書に次の各号に掲げる証拠を添えて、当該職員の任命権者に申し立てなければならない。

(1) 本人の聴取書又は始末書若しくは同意書。ただし、本人の供述又は始末書若しくは同意書を得ることができないときは、事実調査書とする。

(2) 分限処分事由が法第78条第2号又は規則11-10第4条第1号ロに掲げるも

のであるときは、任命権者の指定する医師2名が作成した診断書

(3) その他の証拠

(人事担当課長等の責務)

第4条 人事に関する事務をつかさどる課の課長（以下「人事担当課長」という。）は、職員が分限処分事由に該当するとき又は次項の規定による通報があったときは、直ちに事実を調査し、分限手続に付する必要があると認めるときは、前条に準じて当該職員の任命権者に申し立てなければならない。

2 監察に関する事務をつかさどる課の課長は、職員が分限処分事由に該当するときは、人事担当課長に通報しなければならない。

(分限審査委員会)

第5条 任命権者の要求に基づき職員の分限に関する審査をするため、警察庁、警察大学校、科学警察研究所、皇宮警察本部、管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部に、それぞれ分限審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第6条 委員会は、委員長及び3人以上10人以内の委員をもって組織する。

2 委員長は、任命権者又は任命権者の指名する者をもって充てる。

3 委員は、課長又はこれと同等以上の職員のうちから、委員長が指名する者をもって充てる。

4 委員長に故障があるときは、委員長の命ずる委員が委員長を代理する。

(幹事及び書記)

第7条 委員会の事務を処理するため、委員会に、幹事及び4人以内の書記を置く。

2 幹事は、人事担当課長をもって充てる。

3 書記は、人事に関する事務をつかさどる課に勤務する職員のうちから、それぞれ委員長が指名する者をもって充てる。

4 幹事は、委員長の命を受けて、委員会の事務を掌理する。

5 書記は、委員会の事務に関し、幹事を助けて、事務を整理する。

(審査の要求)

第8条 任命権者は、第3条又は第4条の規定による申し立てを受けた場合におい

て、申し立てられた職員（以下「被申立者」という。）に対し分限処分を必要とすると認めるときは、様式第2号の分限審査要求書に証拠を添えて、直ちに委員会に当該事案の審査を要求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、委員会の審査を経ることなく分限処分を決定することができる。

(1) 法第79条第1号に掲げる事由に該当するため休職にすることにつき被申立者が同意しているとき

(2) 法第79条第2号に掲げる事由に該当するため休職にする必要があると認めるとき

（審査の通知）

第9条 委員長は、任命権者から審査の要求があったときは、直ちに様式第3号の分限審査通知書により、被申立者にその旨を通知しなければならない。ただし、被申立者の所在を知ることができない場合においては、被申立者に対する通知を省略することができる。

2 前項の通知を受けた被申立者が、口頭審査を要求しようとする場合には、様式第4号の口頭審査要求書により、直ちにこれを要求しなければならない。

（勤務に関する指示等）

第10条 任命権者は、分限に関する審査を委員会に要求した場合において、必要があると認めるときは、申立ての調査及び審査の間、被申立者の勤務に関し所要の指示をし、及び被申立者の保管する使用期間の満了しない支給品又は貸与品の返納を命ずることができる。

（委員会の審査）

第11条 委員長は、任命権者から審査の要求があったときは、速やかに委員会の審査を行うものとする。ただし、被申立者が口頭審査を要求したときは、その要求のあった日から7日間は、委員会の審査を行うことができない。

2 委員会の審査は、書面審査によるものとする。ただし、被申立者が要求した場合又は委員会が必要と認めた場合には、被申立者その他関係者の出席を求めて、口頭審査によることができる。

3 前項の規定により書面審査が行われる場合には、被申立者は、様式第5号の弁明書を委員長に提出することができる。

4 委員会の審査は、委員長及び委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(除斥)

第12条 委員長及び委員は、自己又はその親族に関する事件の審査に参加することができない。

(口頭審査の手續)

第13条 委員長は、口頭審査を要求した被申立者に対し、速やかに委員会における審査の期日及び場所を様式第6号の口頭審査通知書により通知するとともに、様式第1号の申立書の写しを送達しなければならない。

2 口頭審査は、被申立者が出席した上で行うものとする。ただし、被申立者が相当の理由がなくて出席しないとき、又は再度の呼出しにも応じないときは、この限りでない。

3 委員長は、分限処分を申し立てた側の証人の出頭又は証拠の提出を要求することができる。

4 被申立者は、委員会の審査の期日の3日前までに、委員長に対し、様式第7号の要求書により被申立者の側の証人の呼出しを要求し、又は必要と認める証拠を提出することができる。

5 委員長は、前項の要求を受けた場合には、被申立者の側の証人を委員会に呼び出さなければならない。

(委員会の勧告)

第14条 委員会は、分限処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を決定し、委員長から様式第8号の勧告書により任命権者に勧告するものとする。

附 則

この訓令は、平成16年1月1日から施行する。

附 則 (平成16年警察庁訓令第7号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年警察庁訓令第5号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。